

平成 28 年第 3 回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番 号	件 名	頁
第 2 号	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1

委員会提出議案第 2 号

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 28 年 6 月 29 日

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

現在の総合計画は、平成 29 年度をもって終了するが、総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、かつ市民に将来のまちづくりの長期的な展望を示す重要なものである。

このことから、現在、議決事件としていない総合計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件に追加するため、所要の改正を行うものである。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること」を「次に掲げるとおり」に改める。

本則に次の各号を加える。

- (1) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告
- (2) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定若しくは変更又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行する。